## [概要]

当社では Ge 半導体検出器を用い、下記のマニュアルに準拠し核種分析を行っている。

・「廃棄物関係ガイドライン」

(平成25年12月第2版 環境省)

・「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」

(平成14年 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)

・「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」

(平成4年改訂 文部科学省科学技術・学術政策局)

## [環境試料の取り扱い]

環境試料	基準放射性 Cs 濃度 (暫定許容値)	対応、取り扱い、その他		
焼却灰	100, 000Bq/kg 以下 ~8, 000Bq/kg 以上	<ul><li>・一般廃棄物最終処分場で適切な措置を講じて埋立処分</li><li>・地下水等への汚染防止、跡地の利用制限、長期的な管理が必要</li></ul>		
	8,000Bq/kg 以下	・一般廃棄物最終処分場で埋立処分		
上下水処理等副次産物 (浄水発生土、脱水汚泥)	500, 000Bq/kg 以上	・適切な能力を確保した集塵装置のある焼却施設 にて減容化		
	100, 000Bq/kg 以上	・当該脱水汚泥が発生した県内にある放射線遮蔽 可能な施設で保管		
	100, 000Bq/kg 以下 ~8, 000Bq/kg 以上	・個別に安全性を評価し、長期的な管理の方法を 検討した上で埋立処分することが可能		
	8, 000Bq/kg 以下	・埋立処分可能。但し、跡地の居住用途は不可。 また、副次産物については市場流通前にクリアラ ンスレベル以下であれば利用可		
肥料、培土、 土壌改良資材	400Bq/kg	・製品重量における暫定許容値		
牛、馬用飼料	100Bq/kg			
豚用飼料	80Bq/kg	・粗飼料(水分含有量 8 割)及びその他の製品重量 での暫定許容値		
家禽用飼料	160Bq/kg			
養殖魚用飼料	40Bq/kg	・製品重量での暫定許容値		
薪	40Bq/kg	・乾重量		
木炭	280Bq/kg			

## [分析条件]

	測定 対象試料	測定項目	必要試料	定量 下限値	報告 単位
	排水	・ヨウ素 131 ( <sup>131</sup> I)	200ml 以上(U8 容器)	10Bq/L	Bq/L
環境水	公共の水域の水 及び周縁地下水		2L 以上(マリネリ容器)	1Bq/L	
土壌・汚泥		・セシウム 134 ( <sup>134</sup> Cs) ・セシウム 137 ( <sup>137</sup> Cs)	200g 以上(U8 容器)	10Bq/kg	Bq/kg
廃棄物等			200g 以上(U8 容器)	10Bq/kg	Bq/kg
排がえる	ろ紙部		サンプリング済み円筒ろ紙	2Bq/m³	Bq/m³
	ドレン部		ドレン全量(洗浄水含む)	2Bq/m³	



Ge 半導体検出器 (CANBERRA 社製)

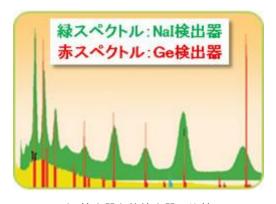


U8 容器 標準体積線源



2L マリネリ容器 標準体積線源

当社では、JCSSで校正事業者登録されている(社)日本アイソトープ協会の9核種混合標準体積線源にて校正したGe 半導体検出器を使用している。



Ge 検出器と他検出器の比較



れる。そのため、NaI シンチレーション検出器では分解能が悪く(ピーク幅が広い)、精密な核種分析を行うことはできない。一方で、Ge 半導体検出器は分解能に優れるため、精密な核種分析が可能である。

左図のように、環境試料からは多数の核種ピークが検出さ

精密な核種分析を行うためには、Ge 半導体検出器が必要

1411